

平成27年矢巾町議会定例会12月会議目次

議案目次	1
第 1 号 (12月2日)	
○議事日程	3
○本日の会議に付した事件	3
○出席議員	3
○欠席議員	3
○地方自治法第121条により出席した説明員	4
○職務のために出席した職員	4
○開 議	5
○議事日程の報告	5
○会議録署名議員の指名	5
○会議期間の決定	5
○報告第13号 自動車損傷事故に係る損害賠償請求事件に関する専決処分の報告 について	5
○報告第14号 平成27年度矢巾町一般会計補正予算(第7号)の専決処分に係 る報告について	7
○議案第74号 第7次矢巾町総合計画基本構想変更の議決を求めることについて.....	8
○閉 議	9
○署 名	11

議 案 目 次

平成 27 年矢巾町議会定例会 12 月会議

1. 報告第 13 号 自動車損傷事故に係る損害賠償請求事件に関する専決処分の報告について
2. 報告第 14 号 平成 27 年度矢巾町一般会計補正予算（第 7 号）の専決処分に係る報告について
3. 議案第 74 号 第 7 次矢巾町総合計画基本構想変更の議決を求めることについて

平成27年矢巾町議会定例会12月会議議事日程（第1号）

平成27年12月2日（水）午後3時開議

議事日程（第1号）

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会議期間の決定
- 第 3 報告第13号 自動車損傷事故に係る損害賠償請求事件に関する専決処分の報告について
- 第 4 報告第14号 平成27年度矢巾町一般会計補正予算（第7号）の専決処分に係る報告について
- 第 5 議案第74号 第7次矢巾町総合計画基本構想変更の議決を求めることについて

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（17名）

1番	赤丸秀雄	議員	2番	水本淳一	議員
3番	廣田清実	議員	4番	高橋安子	議員
5番	齊藤正範	議員	6番	村松信一	議員
7番	昆秀一	議員	8番	藤原梅昭	議員
9番	川村農夫	議員	10番	山崎道夫	議員
11番	高橋七郎	議員	12番	長谷川和男	議員
13番	川村よし子	議員	14番	小川文子	議員
16番	藤原義一	議員	17番	米倉清志	議員
18番	廣田光男	議員			

欠席議員（1名）

15番 藤原由巳 議員

地方自治法第121条の規定により出席した説明員は次のとおりである。

町長	高橋昌造君	副町長	伊藤清喜君
総務課長	山本良司君	企画財政課長	川村勝弘君
農林課長 兼農業委員会 事務局局長	高橋和代志君		

職務のために出席した職員

議会事務局長	菊池清美君	係長	藤原和久君
主事	渡部亜由美君		

午後 2時50分 開議

○議長（廣田光男議員） ただいまの出席議員は17名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

なお、15番、藤原由巳議員は、所用により欠席する旨の通告がありました。

ただいまから平成27年矢巾町議会定例会を再開いたします。

これより12月会議を開きます。

議事日程の報告

○議長（廣田光男議員） 本日の議事日程はあらかじめお手元に配付したとおりであります。

これより本日の議事日程に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（廣田光男議員） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本会議の会議録署名議員は、会議規則第126条の規定によりまして

17番 米 倉 清 志 議員

1 番 赤 丸 秀 雄 議員

2 番 水 本 淳 一 議員

の3名を指名いたします。

日程第2 会議期間の決定

○議長（廣田光男議員） 日程第2、会議期間の決定を議題とします。

お諮りします。本日再開の12月会議の会議期間は、11月27日開催の議会運営委員会で決定されたとおり、本日1日としたいと思いますが、これに異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（廣田光男議員） 異議なしと認めます。

よって、12月会議の期間は、本日1日と決定いたしました。

日程第3 報告第13号 自動車損傷事故に係る損害賠償請求事件に関する専決処分の報告について

○議長（廣田光男議員） 日程第3、報告第13号 自動車損傷事故に係る損害賠償請求事件に関する専決処分報告についてを議題とします。

職員に報告書を朗読させます。なお、専決処分書の朗読は省略させます。

（職員朗読）

○議長（廣田光男議員） 提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 報告第13号 自動車損傷事故に係る損害賠償請求事件に関する専決処分報告について提案理由の説明を申し上げます。

発生した事故は、場所は矢巾町大字南矢幅第14地割地内岩手中央農業協同組合矢巾地域営農センター南側に設置した矢巾町秋祭り臨時駐車場で駐車していた車両に強風により転倒した通行案内看板が接触し、車両を損傷した事故であります。相手方の主な損傷状況は、車両左側面の一部を損傷したものであります。車両損傷に係る賠償金については、全国町村会総合賠償補償保険で行っており、全て本町の過失との保険会社の査定から、相手方車両の板金塗装等修理代金総額6万9,595円を支払うものであります。看板設置の際には、土のうを使用し、固定しておりましたが、今後設置場所の検討と転倒防止策を強化して再発防止に努めてまいり所存であります。

なお、この専決処分に関しましては、地方自治法第180条第1項及び矢巾町長専決条例第2条第2号の規定に基づき行ったものであります。

以上、ご報告申し上げます。

○議長（廣田光男議員） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

9番、川村農夫議員。

○9番（川村農夫議員） この事案につきまして損傷を受けた側のほうに過失部分はなかったのかと。何か駐車禁止地域ではなかったのかという、仄聞するにそういった話もありましたので、その点についてお伺いたします。

○議長（廣田光男議員） 高橋農林課長。

○農林課長兼農業委員会事務局長（高橋和代志君） お答えいたします。

今川村議員がおっしゃられましたように、一応安全地帯的には設けておりましたが、しかしながらその部分につきまして本人がそれを認識したかどうかという部分があったわけでご

ざいまして、そういう意味では全体的にきちんとそれを表示あるいは理解できるような体制の部分につきまして、やはり落ち度があったのかなということで、そういう形の中で今回先ほど報告させていただいた内容となったものでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 他に質問ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田光男議員） これで質疑を終わります。

以上をもって報告第13号を終わります。

日程第4 報告第14号 平成27年度矢巾町一般会計補正予算（第7号）の
専決処分に係る報告について

○議長（廣田光男議員） 日程第4、報告第14号 平成27年度矢巾町一般会計補正予算（第7号）の専決処分に係る報告についてを議題とします。

職員に議案を朗読させます。なお、専決処分書の朗読は省略させます。

（職員朗読）

○議長（廣田光男議員） 提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 報告第14号 平成27年度矢巾町一般会計補正予算（第7号）の専決処分に係る報告について説明を申し上げます。

歳入については、17款繰入金に財政調整基金、19款諸収入に総合賠償補償保険金を増額するものであります。

次に、歳出については、2款総務費の賠償金を増額補正し、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ96億1,308万4,000円とするものであります。

これらのことについては、11月20日に地方自治法第180条第1項並びに矢巾町長専決条例第2条第2号の規定に基づき専決処分としたので、同法第180条第2項の規定によりご報告申し上げます。

なお、詳細につきましては、担当課長からご説明を申し上げますので、よろしく願いをいたします。

○議長（廣田光男議員） 川村企画財政課長。

○企画財政課長（川村勝弘君） 町長の命によりまして報告第14号 平成27年度矢巾町一般会計補正予算（第7号）の詳細についてご説明を申し上げます。

なお、説明に当たりましては、款、項、補正額、節の説明の順で説明をさせていただきます。

9ページをお開きをお願いいたします。歳入、17款繰入金、2項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金、補正額1,000円、節に参りまして財政調整基金繰入金同額、説明欄記載のとおりでございます。

19款諸収入、4項雑入、1目雑入6万9,000円、節に参りまして雑入同額、説明欄記載のとおりであります。

13ページをお開き願います。歳出、2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、補正額7万円、節に参りまして補償、補填及び賠償金同額、説明欄記載のとおりでございます。

以上をもちまして報告第14号 平成27年度矢巾町一般会計補正予算（第7号）の詳細について説明を終わらせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（廣田光男議員） これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田光男議員） 質疑なしと認めます。

以上をもって報告第14号を終わります。

日程第5 議案第74号 第7次矢巾町総合計画基本構想変更の議決を求める
ことについて

○議長（廣田光男議員） 日程第5、議案第74号 第7次矢巾町総合計画基本構想変更の議決を求めることについてを議題とします。

職員に議案を朗読させます。なお、朗読は表題のみとさせます。

（職員朗読）

○議長（廣田光男議員） 提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 議案第74号 第7次矢巾町総合計画基本構想変更の議決を求めることについて提案理由の説明を申し上げます。

第7次矢巾町総合計画基本構想は、平成27年定例会3月会議においてご可決賜ったところ
であります。その後におきましては、前期基本計画策定に向け、各施策の現況と課題、施策
の方向及びまちづくりの指標について矢巾町総合開発委員会での審議のほか、町民の皆様か
らのご意見をいただき、11月10日に開催されました第8回矢巾町総合開発委員会において答
申を賜ったところであります。

基本構想の施策の体系について、当初策定した趣旨に変更が生じない範囲内で一部を改め、
この後に提案を予定しております前期基本計画との整合性を図るものであり、矢巾町議会の
議決すべき事件を定める条例第1号の規定により議決を求めるものであります。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げまして提案理由の説明といた
します。

○議長（廣田光男議員） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質
疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田光男議員） 質疑なしと認めます。
討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田光男議員） 討論なしと認めます。

採決に入ります。議案第74号 第7次矢巾町総合計画基本構想変更の議決を求めることに
ついてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（廣田光男議員） 起立多数であります。

よって、議案第74号 第7次矢巾町総合計画基本構想変更の議決を求めることについては
原案のとおり可決されました。

○議長（廣田光男議員） 以上をもって本日の議事日程は全部終了いたしました。

これをもって平成27年矢巾町議会定例会12月会議を閉じます。大変ご苦労さまでした。

午後 3時05分 閉議

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員

署名議員